

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律 施行令の一部を改正する政令案」に対する 意見の募集について	令和6年2月1日 刑 事 局
--------------------	---	-------------------

## 1 概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号。以下「改正法」という。）により、被告人の保釈又は勾留の執行停止に際して、裁判所が必要に応じて監督者を選任し、被告人の逃亡防止や公判期日への出頭を確保するための監督者制度（改正法による改正後の刑事訴訟第98条の5以下）が創設されたところ、同制度の関係規定の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号。以下「犯収令」という。）の改正案について意見公募手続を行うもの。

## 2 改正案の概要

司法書士等が行う特定受任行為の代理等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）別表第2条第2項第46号に掲げる者の項）について、犯収令第8条第1項各号においてその対象となる行為又は手続から除外されるものが規定されているところ、監督者制度における監督保証金の納付について、同項第2号に規定する保釈に係る保証金の納付と同様に犯罪による収益の移転の危険性が低いことから、同号において監督保証金の納付についても特定受任行為の代理等の対象となる行為又は手続から除かれるよう規定する。

## 3 今後の予定

意見公募手続：令和6年2月2日から令和6年3月2日まで

施行期日：改正法の公布の日（令和5年5月17日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 1 方針

令和6年能登半島地震に伴う警察活動を最優先とし、被災地への特別派遣等による各種警察活動に支障のない範囲で開催する。

(都道府県等への指示事項) ※石川県警は出場辞退

- 震災に伴う警察活動を最優先とすること
- 登録選手以外の帯同は必要最小人数とすること

## 2 開催日時

- (1) 全国警察拳銃射撃競技大会

2月2日(金) 午前8時50分から午後5時45分頃までの間

- (2) 全国警察逮捕術大会

2月9日(金) 午前8時50分から午後5時45分頃までの間

## 3 開催場所

警視庁術科センター

## 4 競技方法

- (1) 拳銃大会

ア 団体競技

皇宮警察本部及び都道府県警察を3部に分けて実施

イ 個人競技

女子エア・ピストルの部

- (2) 逮捕術大会

皇宮警察本部及び都道府県警察を3部に分けて実施

## 5 登録選手

	拳銃	逮捕術
団体競技	227名	536名
個人競技	20名	—
合計	247名	536名

## 1 犯罪被害給付制度の見直しに関する検討状況

令和5年6月6日の犯罪被害者等施策推進会議決定を受け、犯罪被害給付制度に係る給付水準の大幅な引上げについて、有識者検討会を開催し、検討を進めている。（令和5年8月から令和6年1月までの間に計6回開催）

有識者検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、犯罪被害給付制度の見直し骨子案を取りまとめたもの。

## 2 「犯罪被害給付制度の見直し骨子（案）」の概要（別添）

### (1) 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

遺族給付金の支給額について、他の公的給付を参考に、一定の水準まで一律に最低額を引き上げる。

### (2) 遺族給付金の支給額の増額

上記(1)の引上げに加え、配偶者、子又は父母に対する遺族給付金について増額を行う。

### (3) 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

## 3 今後の予定

- 骨子案については、2月5日に開催予定の有識者検討会を経て公表予定。
- 来年度の可能な限り早期から制度改正が施行できるよう、犯罪被害給付制度の見直しを図る。
- 有識者検討会においては、犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方に関する論点についての議論を継続する。

# 犯罪被害給付制度の見直し骨子（案）

## 課題

- 収入がある被害者と比べて、幼い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

## 現状

- 被害者に収入がない場合、遺族給付基礎額の最低額は3,200円（被害者が20歳未満の場合）となっている。
- 遺族給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入のみを基礎としている。

### 幼い子どもを亡くした両親が受給者となる場合

遺族給付金 = 遺族給付基礎額 × 倍数

遺族給付基礎額 3,200円

倍数 1,000倍

→ **給付額：320万円**

## 見直しの骨子

※関係機関との調整は未了である。

早期に犯罪被害者等の支援を充実するという観点から、来年度の可能な限り早期から改正制度が施行できるよう、次の点について制度の見直しを図る。

### I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

遺族給付金の支給額について、他の公的給付を参考に、一定の水準まで一律に最低額を引き上げる。

### II. 遺族給付金の支給額の増額

Iの引上げに加え、配偶者、子又は父母に対する遺族給付金について増額を行う。

### III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 における調査審議の結果について</p>	<p>令和6年2月1日 刑 事 局</p>
----------------------------	---	---------------------------

## 1 経緯

- 令和4年6月、法務大臣からの「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第122号）について審議するため、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会が設置され、計15回の会議が開催。
- 令和5年12月4日の第14回会議で試案が提示された後、同月18日の第15回会議で要綱（骨子）案について審議・採決され、可決。

## 2 要綱（骨子）案の概要

- 第1－1 訴訟に関する書類の電子化
- 第1－2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備
- 第1－3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設
- 第1－4 電磁的記録である証拠の開示等
- 第2－1 刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設
- 第2－2 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設
- 第2－3 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充
- 第3－1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設
- 第3－2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設
- 第3－3 新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入
- 第3－4 通信傍受の対象犯罪の追加

## 3 今後の予定

法制審議会総会において、要綱（骨子）案について審議・採決がなされた後、法務大臣に答申される見込み。